

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p>（総額買取型新株予約権等の要件等）</p> <p>第 2 条</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 規程第 6 条第 4 号及び第 6 号口に規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>（1）新株予約権の目的である株式が振替株式であること。</p> <p>（2）発行する新株予約権の総数が法第 44 条第 1 項各号に掲げる者又は当該者の企業集団に属する法人（当該者の親会社若しくは子会社又は当該者、当該者の親会社及び子会社が所有する議決権を合わせた場合に議決権の過半数を占める会社その他の当該者の親会社及び子会社とその経営を支配している法人をいう。以下同じ。）に割り当てられるものであること。</p> <p>（3）新株予約権を行使する者が割当てを受けた法第 44 条第 1 項各号に掲げる者又は当該者の企業集団に属する法人（割当てを受けたその法人に限る。）に特定されているものであること。</p> <p>（4）第 2 号において発行者が発行する新株予約権が法第 44 条第 1 項各号に掲げる者の企業集団に属する法人に割り当てられる場合には、当該者が当該法人の代理人として当該新株予約権に係る手続を行うものであること。</p> <p>（5）国内で発行されるものであること。</p> <p>5 機構は、振替業を適正かつ確実に営むにつき支障を生じるおそれがあると認める場合には、規程第 6 条第 4 号及び第 6 号口に規定</p>	<p>（総額買取型新株予約権等の要件）</p> <p>第 2 条</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 規程第 6 条第 4 号及び第 6 号口に規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>（1）新株予約権の目的である株式が振替株式であること。</p> <p>（2）発行する新株予約権の総数が口座管理機関又は当該口座管理機関の企業集団に属する法人（当該口座管理機関の親会社若しくは子会社又は当該口座管理機関、当該口座管理機関の親会社及び子会社が所有する議決権を合わせた場合に議決権の過半数を占める会社その他の当該口座管理機関の親会社及び子会社とその経営を支配している法人をいう。以下同じ。）に割り当てられるものであること。</p> <p>（3）割当てを受けた口座管理機関又は当該口座管理機関の企業集団に属する法人が新株予約権を行使し、かつ、当該行使により新たに取得する振替株式を不特定多数の者に売却することを目的としているものであること。</p> <p>（4）第 2 号において発行者が発行する新株予約権が口座管理機関の企業集団に属する法人に割り当てられる場合には、当該口座管理機関が当該法人の代理人として当該新株予約権に係る手続を行うものであること。</p> <p>（5）国内で発行されるものであること。</p> <p>（新設）</p>

<p><u>する規則で定める要件を満たすものであっても、取り扱わないことができるものとする。</u></p> <p>別表3 (別紙(新)参照)</p>	<p>別表3 (別紙(旧)参照)</p>
---	--------------------------

2 附 則

この改正規定は、平成21年12月21日から施行する。

以 上

別表 3

新

1 統合Web端末

(1) 入力

機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
口座通知データ	午前9時から午後8時まで	規程第43条第2項、同第44条第4項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	-
(略)	(略)	(略)	(略)

~ (略)

(2) 出力

機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
担保訂正申告入力内容照会	(略)	(略)	(略)
担保株式届出記録内容照会	午前7時から午後8時まで	-	照会をする日の当日に通知
(略)	(略)	(略)	(略)

~ (略)

資金決済会社への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
元利払日程通知(CB)	午前7時から午後8時まで	規程第196条	-
元利金請求データ(CB)	午後1時から午後3時30分まで	規程第200条	-
元利金請求内容確定通知(CB)	午後4時から午後5時まで	規程第200条	-
元利金請求データ(CB)(再計算)	午後5時から午後8時まで	規程第203条	-

2～5（略）

6 インターネット接続

（1）（略）

（2）（削る）

以 上

別表 3

旧

1 統合Web端末

(1) 入力

機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)

～ (略)

(2) 出力

機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
担保訂正申告入力内容照会	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)

～ (略)

(新設)

2～5（略）

6 インターネット接続

(1)（略）

(2) 出力

資金決済会社への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
元利払日程通知（C B）	午前3時から午後8時まで	規程第196条	資金決済会社専用Web
元利金請求データ（C B）	午前3時から午後8時まで	規程第205条	同上
元利金請求内容画定通知（C B）	午前3時から午後8時まで	規程第207条	同上
元利金請求データ（C B）	午前3時から午後8時まで	規程第208条	同上

以上